議会運営委員会記録

令和6年4月19日(金) 開議 9時59分 閉議 12時04分 全員協議会室

出席者

〔委 員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

[委員外議員] 牛尾議員

[事務局] 下間局長、松井次長、久保田書記

議題

1 一般質問の持ち時間及び議案質疑における質疑の回数等について

資料

2 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直し について

資料:

3 議会に係る手続のオンライン化について

資料3-1、3-2

- 4 その他
- (1) 議場における車いす用スロープの整備について(議会のバリアフリー化) 資料4
- (2) タブレットでの会議資料の発信について
- (3) 議会運営委員会主催議員研修会について

資料5

(4) 令和6年3月浜田市議会定例会議傍聴者のアンケート結果について

容乳の

(5) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[09 時 59 分 開議]

〇柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。 肥後委員から欠席届が出ている。それではレジュメに沿って進めていく。

1 一般質問の持ち時間及び議案質疑における質疑の回数等について

〇柳楽委員長

資料1を見てほしい。このことについては事務局に執行部との調整をお願いし、申 し合わせ事項等の該当箇所を更新した案を作成いただいた。事務局から説明をお願い する。

〇下間局長

先般の委員会で一般質問の持ち時間については20分から30分に変更する、答弁時間を含め原則40分から60分に変更すると決まった。これらは現在議会運営委員会で協議していると総務部長等に伝えた。本日こうして申し合わせ事項が最終的に決定した後には、庁議等で市長等にも報告させていただきたい。

個人一般質問の持ち時間の変更に伴い、個人一般質問の対面型一問一答方式の導入についてという規定と、浜田市議会申し合わせ事項の規定、二つについてこのとおり改正させてもらいたい。時間の変更だけなのでそれ以外に大きな改正はないと思っている。こちらが一般質問の持ち時間についてである。

次ページ、2番目の議案質疑における質疑の回数等については、これまで1議題につき3回までとしていたが、回数制限をなくして一問一答にすると先般の議会運営委員会で決定した。それに伴い、申し合わせ事項を改正する必要がある。

今回のこの件について改正することと、少し分かりやすい表現にしたほうが良いかと思い、改正案1と案2を作らせてもらった。案1と案2は内容的な同じだが、より分かりやすい表現に改正すれば良いと思っているので、後ほどどちらが良いか決めていただければと思う。

現在の申し合わせ事項1番目、「質疑の回数は1議題につき3回までとする。ただし議長が必要と認めた場合はこの限りではない」これをなくすというのが改正案である。2番目はそのまま残すが、改正案の2項を見てほしい。朱書きしてあるように、「質疑回数は制限しないが、議案の範囲を超えてはならない。また、一般質問と異なり自己の意見を述べてはならない」と少し具体的なことを書かせてもらっている。一般質問と異なり自己の意見を述べてはならないというのは、申し合わせ事項には書いたが、これはもともと決まっていることで、次ページの会議規則第54条に発言内容の制限とある。「発言は全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」という決まりがある。もともと3項の、「議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることはできない」と会議規則で定めてある。それを同じように分かりやすいよう具

体的に今回申し合わせ事項に入れさせてもらっている。

改正案の3項にて、質疑は一問一答とするとまた具体的に書かせてもらっている。 4項、5項については、もともとあった3項を具体的に書かせてもらっているイメージである。もともと「委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等に基本的な考えを質す場合を除き質疑は委員会で行う」とあり、これは皆基本的に守っていると思うが、もう少し分かりやすくしたほうが良いかと思い、4項5項に分けた。「委員会を付託予定されている所管委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合を除き、質疑は委員会で行う」と書かせてもらっているが、もともとの基本的な考えもすごく分かりにくい。何が基本的で何がそうでないか区別もつきにくい。基本的な考えや方針というように少し具体化させてもらった。4項は3項をそのまま書いた。また、予算決算委員会については議長を除く議員全員で構成されているので、5項を追加させてもらった。「予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員であるため、市長等の考えや方針を質す場合を除き予算決算委員会で行う」。4項と同じことだが、当市議会は議長を除く全議員が委員になっているので、新たに5項を加えた。

案2のほうは、案1の4と5と同じ意味合いだが、4項では「委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合を除いて、質疑は委員会で行う」という言い回しがもしかしたら分かりにくいかと思い、具体的に下のほうでは「所管委員会の委員は市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う」というように、少しかみ砕いた表現にしたのが案2である。

基本的に案1と案2は同じことを書いてあるが、表現の仕方を少し変えた。改正案 について、この後お諮りいただきたい。

〇柳楽委員長

ただいまの説明について、意見や質問はないか。

〇川上委員

これでいくと予算決算委員会は、期数の少ない者から手を挙げて順番に発言し、 一度発言したら次はないことになっている。そうなると本当の質疑ができるかどうか 怪しいので、予算決算委員会については今後も検討してもらいたい。執行部の発言に よっては再度聞いておきたいことがあるかもしれない。

〇柳楽委員長

川上委員が言われたのは、議席番号の若い順から質問する件だと思うが、通告していないものではなく、同じ項目で出していて、その順番について検討してほしいということか。

〇川上委員

確かに通告していない人は無理かもしれないが、通告している者はその議案に対して疑義があるのだから、自分の順番が終わっても次の人の質問した内容について疑義が生じたなら、再度質問しても良いことにしたほうが良いのではないか。

〇柳楽委員長

議題についてとは少し違うが、川上委員から、予算決算委員会における審査のやり方について今後検討してみてはどうかという意見だった。そのことについて、何か意見があればお願いしたい。

(挙手なし)

意見が出ないようだが。

〇川上委員

そういうことを考える必要があると思ったので、再度予算決算委員会でも検討してもらったらと思う。

〇柳楽委員長

暫時休憩する。

[10 時 10 分 休憩]

[10 時 15 分 再開]

〇柳楽委員長

委員会を再開する。先ほど川上委員から、予算審査のやり方について今後議論を してみてはどうかとの意見があった。今日出てきたことなので、今このことについて 意見をいただくのも難しいと思うし、議題と少し違う話なので、各会派でこのことに ついて検討する必要があるかも含めて、次回の委員会で意見をいただくということで よろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それではそのようにお願いする。

そのほかに、先ほどの事務局からの説明等について何かしら意見はあるか。

〇川上委員

改正案2が分かりやすいので、案2で良いのではないかと考える。

〇大谷委員

同様に、案2がよろしいかと思う。

〇柳楽委員長

案2が良いのではないかという意見があった。山水海はどうか。

〇村木委員

山水海としても案2でお願いしたい。

〇柳楽委員長

公明クラブとしても案2かと思っていたので、案2で進めさせていただきたい。よろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では申し合わせ事項を改正することにご異議なしということで、改正について本 日付で申し合わせ事項を改正する。改正後はタブレットのデータを更新し、事務局か らLINE WORKSで全議員へ周知いただきたい。

2 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

〇柳楽委員長

資料2を見てほしい。このことについては、事前に会派の意見をまとめて報告いた だいている。各会派から補足説明があればお願いする。山水海は。

〇村木委員

特にない。

〇柳楽委員長

超党みらいはどうか。

〇大谷委員

特にない。

〇柳楽委員長

創風会はどうか。

〇川上委員

特にない。

〇柳楽委員長

進行を交代する。

〇永見副委員長

公明クラブ。

〇柳楽委員長

うちとしても、特にここに書いてある以外はない。

〇永見副委員長

進行を交代する。

〇柳楽委員長

特に補足説明はないとのことだった。他会派の出されている意見について、何かしら質問等があればお願いしたい。

〇三浦委員

報酬審議会から要請として上がってきているものに対して、議会としてどう対応するかということなので、具体的な対策が必要と思う。提案させてもらったものがどうかという議論はもちろんいろいろ意見があると思うが、具体論を返答しないと対策にはならないと思うので、そういった議論がこの項目1だけに限らず全般に必要なのではないかという印象を持っているがどうか。

〇柳楽委員長

三浦委員からそういう意見もあったので、できれば出されている項目で主なところについて一つ一つ意見をいただきながら進めてはどうかと思う。そういったやり方でよろしいか。

(「はい」という声あり)

では初めに、山水海から出されている「会派活動計画書を事前に提出する」とい

う案について。これを事前提出することによって色々な予定が立てやすいのではないかということと、共有もできるといった意見をいただいている。この会派活動計画書について、他の会派はどのようにお考えか。

〇川上委員

確かに会派の計画書も必要かもしれないが、会派計画書を出すとなると会派の動きが個々の活動とは別物になりかねない。できれば会派でなく個々の計画を出すのが一番良いと考える。

〇大谷委員

具体的なことがまとまるのであれば当然まとめていく必要があろうかと思うが、 それぞれ隔たりがあるのであれば、形にすることを急がなくても良いのではないかと いう基本的な考えを持っている。会派活動計画については、各議員それぞれがほかの 役割も担っているケースもあって、なかなか時間調整が難しいことはあろうかと思う。 年度当初など早い時期に出すのは難しいと判断している。

〇芦谷委員

1年後を見通すのは非常に難しい。加えて市政を取り巻く状況が、天変地異もあったりするので1年間を見通して出すのは非常に難しいと思っている。したがってここに提案したように、例えばLINE WORKSなどで情報をしっかり出して共有しながら進めることを提案する。

〇三浦委員

1年間の活動計画を提案させてもらっているのは、執行率が議員によって違うからである。せっかく支給されている政務活動費だからしっかり使ってくれというのが報酬審議会からのメッセージだった。それを、1年終わってみて使ってなかったとならないよう、あらかじめ計画を立てておけば年間でこれくらいの活動をするということが年度当初に分かるため、執行率が下がる結果を招かないのではないかという我々の意図がある。

計画なのでもちろん進めながら変わっていくことはあると思うが、執行部も通年で予算を出して事業をやっているので、計画が立たないということはないと思う。そのために計画を立てるのだから、会派での活動計画が難しいという意見も一部分かるが、解決しなければいけない問題の本質は、執行率が低いのでそうならないようにきちんと与えられた分を還元する、しっかり活動費として使う、そのために我々は何をすべきかという対策をここで考えなければいけない。そういう議論をしたほうが良い。

〇永見副委員長

進行を交代する。公明クラブ。

〇柳楽委員長

政務活動費が議員個人に支給されるというところで、会派の計画書というのは各 会派で判断して行ってもらえば良いのではないかと、会派内で協議した。

先ほど川上委員から、会派ということではなく個人の計画を出すという方法もあるのではないかという意見があったが、それを伺ってなるほどと思った。したがって

会派の計画というよりも個人の計画のほうがしっくり来るように思った。

〇永見副委員長

進行を交代する。

〇川上委員

先ほどの三浦委員の意見はごもっともだと思う。確かに執行率のためにしっかり活動することは良い。会派は会派でやってもらっても良い。そうでありながら、なおかつ個人の計画があってしかるべきと思う。全会派に求めるのではなく、個々の議員でも構わないので年間計画をしっかり立て、それを必ずやっていくという方向が見えれば良いと思う。

〇三浦委員

川上委員が言われたとおりだと思う。政務活動費を年間どのように使うかということで申請をする際に、視察研修いくら、書籍購入いくらという予定をあらかじめ立てているのだが、具体的な活動までは特に報告もしていない。いずれにせよ1年間この活動費をもってどのように活動していくのかを、あらかじめ踏まえて年度の活動をしていくことで、執行率があまりに低いということは避けられるのではないか。例えば会派でもいろいろな活動をするので、個人の活動に加えて会派でも一緒にこういう活動をしていこうということがあらかじめ分かっていれば、24万円になった政務活動費が年度終わりに余らないように適切に使わせていただき、それを議員活動に生かしていくという流れのことなので、我々からは会派ということで提案させてもらったが、もちろん個々の議員に充てられるものなので、活用計画も個々にあると思う。そうやっていけば良いのではないかという感想を持った。

〇柳楽委員長

昨日副委員長から、山水海が今立てておられる年間活動計画表を見せてもらった。 果たしてあそこまで具体的に出せるだろうかと少し思ったのだが、今あったように、 年度当初に出す申請に具体的にこういったことで活用したいと考えていると示せるよ うにするというのも、方法の一つかと思った。

〇芦谷委員

よく分かるが1年後が見通せない、ましてや研修なども1年後の日程は分からない。 ほかの先進自治体を視察するにしても、その付近にならないと分からない。したがっ て1年前に視察研修もなかなか見通せないし、仮にこれを作ったとしても机上の空論 になると思う。出すことに決まれば出すが、それは恐らく出しただけで実態は多分違 う結果になると思う。

もう一つ言いたいのは、あまりにも事務をややこしくしない。報告書を書くのが 大変という声もある。それは甘んじて受けることはしないが、可能な限り事務的には ややこしくしないことだと思っている。

〇牛尾議員

一人会派なので許可を得て発言する。現行は個人に政務活動費が入っている。10 万円のときでも使い切れてない議員がたくさんおられるが、しっかり増やすのは勉強 してもらって市民サービスができるような議員になってほしいということで今回増えた。10万円を使えない人が24万円をどうやって使うかという問題もあると思う。例えば全国市議会議長会に行ったなど、一定の計画を立てておかないとなかなか使い切れない。見通せないのは分かるが、24万円をいただいて使うということであれば、それなりの目標は立てられると思う。そういう努力をしないと、我々は税金をいただいているのだから、審議会メンバーの前で見通しが立たないという言い訳はできない。もっと積極的に色々なやり方があると思う。

〇柳楽委員長

芦谷委員が言われるのは、何月くらいにこういうことをするというような具体案を出すのはなかなか難しいということかと理解させてもらった。私も何月にこれをという具体なものは示しにくい場合もあるかと思うので、年間通して自分はこういうことをやっていくといった計画、それぞれ申請書にどの項目にどれだけということを書いてもらっているので、その項目について自分はこういうことをやっていこうと思うというところを示すことも一つの方法かと思うがいかがか。具体的に、この月にこれをやるという書き方のほうが良いという考えか伺いたい。

〇川上委員

委員長が言われたように、月というのはなかなか難しい。四半期に分けるとか、この項目を年間通じてやるとか、それは自由に任せてもらいたい。計画を作らないのではなく、計画は作ろう。しかしそれについては時期まで決めるのではなく、年間を通じて何をやるといった形でも構わないと考える。

〇下間局長

委員長が言われたのは、年度当初に出してもらっている交付申請書の備考欄に、 もう少し具体的に書いたら良いのかということだったと思う。

〇柳楽委員長

備考欄だけに書き切れるかということはあると思うが、山水海の意見はやはり1年間、何月を示したほうが良いのではないかという意見なのだろうか。

〇村木委員

月を入れた理由というのが、まず定例会議の予定が埋まる。執行部がいつ頃予算編成をするという話になればタイミングが大事だと思う。そうなると、このタイミングのときにどう訴えるか、このタイミングのときに何をするかといった計画を立てるので、必ずしも何月がどうということではなく、執行部の動きを知った上で、会派でどう動いていくか。もちろん活動テーマを入れて。視察もあり、研修会もあり、打合せ会もあり、となるとおのずと月になってしまう。タイミングを逃すと丸1年待たないといけないこともあるので、そのための覚えでもある。

〇柳楽委員長

具体的に月まで出すのは難しいかと思う。

〇川上委員

今言われたのは、それはそれで良い。別にこだわる必要ない。そういうところも

ある。ただし何もなしでは駄目というだけのことだと思う。

〇柳楽委員長

例えば、山水海から提案いただいているのは月も書いてあるものかと思う。それが、月は特に入れなくても年間としてこういったことに取り組むという内容が記載されていれば、それはそれでも良いと理解してもらえるのか。

〇三浦委員

最終的にどのように計画書を作るかは、なぜその計画書を作るのかという必要性を我々が提案しているかというと、いただいた活動費をしっかり使うために議会はどう対応するかということを報酬審議会から言われていて、そのための対策として計画を作り、あらかじめ自分あるいは会派の活動計画を作ることによってめどが立つ。そのための方策として提案していて、それがより具体的であれば、何月の研修にはあらかじめ参加しようと決めれば、それはそれで計画が立っているので、より確度は高くなる。ではこのくらいのものにしようということで、政務活動費を使いながら議会活動にそれがきちんと還元されることが担保されるなら、それで良いと思う。我々は計画を立てるときに1年間のスケジュールの中で、おおむねここでこういう活動をする必要があるということをカレンダーに落としただけの話であり、それを必ずカレンダーに落とさなくても活動がしっかりできるということであれば別に落とさなくても良いが、我々は落としたほうがやりやすいというだけの話である。

〇柳楽委員長

今結論としてはなかなか難しいかと思っている。いただいた意見を基に、こういったやり方もあるといくつか示させていただいたら良いかとも思うが、そういう方向でよろしいか。

〇芦谷委員

私は難しいと思っている。もしそれをするならば、この会派、この議員はこういった分野、テーマといった大まかな方向性なら良いが、日にちまで入れるのは難しいと思っている。恐らく各会派でもやる作業が大変だと思う。したがって、提案なのでこれをするとしても大まかな方向性なりでやるなら、良いと思う。

〇三浦委員

川上委員が言われたように、それは個々の活動でも計画立てたら良い。提案の肝は、あらかじめこういう活動をすることによってしっかり政務活動費を使うという、対策としての提案なので、要は活動費にしっかり充てられていれば良い。計画を立てるのが難しいならば、いただいている24万円をしっかり政務活動費として使うために何をするのか、対案があればそれはそれで良い。しかし何もやらないと、10万円だったときでさえ使い切れない人もいる中で、額が増えるとより執行率が落ちるのではないかという懸念を示され、そうならないようにというのが報酬審議会の指摘なので、計画書を作らないのであれば一体どういう対策をすれば良いのか、第2案、第3案があっても良いと思う。

〇柳楽委員長

それでは今日のところは皆から出された意見を基に、こういったやり方もあるのではないかということを次回示させてもらうこととし、今日この件はこれで置きたい。 続いて超党みらいの②について、日程を早めにというところ。これまで事務局から、議会の日程等はその都度配信をしてもらっていると思う。急に出てくる日程もあるので、これ以上のことはなかなか事務局も対応が難しいのでは。これも結局は執行率を上げるために前もって日程等が分かれば、視察や研修の計画が立てやすいという意見だったと思う。現状以上のことはなかなか難しいかと思っているがいかがか。

〇大谷委員

現状以上のことをやれと促したわけではない。少なくとも年間予定表が出るようになっただけでも大きな進歩だと思う。LINE WORKSを使いながら随時分かったことをカレンダーに加味していただく現状でよろしいと思っている。意識を持っておかないと実行できないので、今の状況をさらに進めることが可能である部分があればやっていただくというレベルで良いかと思う。

〇柳楽委員長

このことについては今後もできるだけ早い段階で、分かった時点で議員に共有い ただくようお願いできればと思う。

次に研修会や視察予定について、各会派で計画を立てられた場合に、会派で留めておきたいことももしかしたらあるかもしれない。そういった意味では、他会派や他議員と一緒に行くことが特に問題ない視察等については、計画された段階で共有していただけば、一緒に行ってみたいと思う方もあるかもしれないので、LINE WORKSを活用して共有を図るというやり方もあるかと思うが、そのあたりについてはいかがか。出してもらった意見の中でも、視察の共有をしてもらいたいという意見があったと思う。

〇芦谷委員

例えば、四半期や半年で執行率が低い議員に対しては、今後の使い方を何らかの 形で要請するといったことで良いと思う。試運転のような形で今年度はやってみて、 極端に執行率が低い人には個別に話をするなど、何か考えても良いのでは。

〇柳楽委員長

今芦谷委員から出された意見についてはいかがか。視察や研修の申請を出されたものについては、報告書によって誰がどの程度使われているか分かるとは思うが、誰が言うのかというところもあると思う。例えば会派内でどのくらい使っているのかを確認したりして、あまり使ってなければ色々取り組んだほうがという指摘をいただくということでよろしいか。特にそのことについて意見はよろしいか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、そういったところで。個々の意識と会派内での共有を行っていただければと思う。先ほど私から言わせてもらったように、各会派で同行することが特に問題ないものについては、共有していただくということについてはいかがか。多分これまでもそういう形でやってこられていると思うので、これまでどおりできるだ

け早めに計画された時点で共有いただくということでお願いしたい。そういうのを出していただけばLINE WORKSで全議員に共有を図るということでよろしいか。 (「はい」という声あり)

続いて、山水海からの「広報費の導入」については、各会派によって意見が違う と思うが、なかなか難しいという意見を出されているところは。創風会は「明確な手 順を踏めば現行どおりで」とある。これは広報費などに関係なくということか。

〇川上委員

私のほうは別段細かく言うことがなかったので、現行どおりという書き方をしている。

〇柳楽委員長

広報費の導入については何か意見は。

〇川上委員

特段意見はない。私の個人的な意見は、広報費もあって良いと思う。それも議員 活動の一つなので。ただし内容についてだけの問題である。

〇柳楽委員長

超党みらいでは、広報費の導入について何か意見は。

〇大谷委員

そこまでの必要性はないと思っている。印刷するのであれば、SNSなど発信ツールはたくさんあるので、それぞれの方がされれば良いし、インターネット活用経費はいくらか見てもらえる状況なので、そちらで十分という認識である。

〇松井次長

大谷委員に確認だが、インターネットの使用料ということでよろしいか。調査研究費で3分の1見ている。

〇大谷委員

はい。

〇永見副委員長

進行を交代する。

〇柳楽委員長

公明クラブとしてここに書かせてもらっているが、このことについては議会改革 推進特別委員会でも少し検討されたと聞いている。そのときにもグレーな部分がある とのことで、そのままになっていたと思っている。対象とするなら、グレーな部分を どう取り除くのか検討が必要だと思っている。検討する余地はないのか、検討して特 に問題となるような部分がないなら導入もありなのか。それによっては今後そのこと について議論を深めていくこともあると思うがいかがか。

〇芦谷委員

広聴機能と称していろいろなところへ行って、地域の要望や市民の意見を聞く。 反対にその結果については広報することはあると思うが、現時点でも難しい。

お聞きするが、ほかの自治体の議会では広報費を見ているところがあるのか。

〇松井次長

広報費を対象にしている自治体もあると思われる。

〇柳楽委員長

今後使える方向で議論を深めていくのか。

〇川上委員

広報費については中身がいろいろあるのだが、使える方向での議論はやはりすべきであり、ぜひともその方向で進めていただきたい。

〇下間局長

今配信した資料は、以前特別委員会で議論した際に使った資料である。県内においても広報費を導入しているのは、松江市、出雲市、益田市、大田市などがある。大体、政務活動費を会派に支給しているところが、広報費を全国的にも認めているところが多い。益田市や大田市は議員への支給だが広報費を認めているので、県内でも広報費を対象にしているところはある。

先ほど言われたように、後援会活動などについては認められないといった決まり はあるので、線引きはしっかり必要かとは思う。

〇柳楽委員長

導入をするかどうかも決まらないと思うが、今後そのことについて議論を深めていくことは皆に賛同いただけるか。

(「異議なし」という声あり)

ではこのことについても今後検討していく方向で進めさせていただきたい。

支払い方法についてだが、これについても意見が分かれている。前払については 今年度の実施は難しい。四半期ごとにするのであれば、本日ここで決定すれば今年度 からも実施できるが、いかがだろうか。

〇川上委員

中にも前払というのがあったが、現時点では計画等の提出もまだできてないのだから前払は避けざるを得ないが、四半期での支払は十分可能なので、四半期でされたほうがよろしいかと思う。

〇芦谷委員

今までの浜田市議会の四半期払、半年払の実績はどうか。

〇松井次長

9月が終わった時点で上半期の請求をしていただくことは可能で、昨年度は1名の議員が請求されている。

〇柳楽委員長

山水海は前払ということで出されていたと思うが、前払は今年度の実施は難しい。 より使いやすくするためには四半期ごとということもあるかと思うが。

〇村木委員

もともと執行率を上げることもあるので、四半期ごとの精算払は可と思っている。

〇柳楽委員長

超党みらいは現行ということだったと思うが、四半期払についていかがか。

〇大谷委員

現に半期の場合でもそれを利用している方が少ない現況を考えたら、促すという 利点もあるのかもしれないが、もう少し様子を見ても良いのでは。

〇川上委員

今年度から24万円になったので、24万円分を最後に精算というのはなかなか酷か と思う。できたら四半期ごと。四半期で十分かと思うので、四半期でお願いしたい。

〇柳楽委員長

今も意見があったが、額が倍以上になっていることもある。1点思うのは、前払は 今年度からの実施は難しいので、四半期でやってみて状況を見ていくということもあ るかと思うのだがいかがか。

〇牛尾議員

昨年の1名というのは僕のことだと思う。24万円になると正直四半期ごとが助かる。 私は5月いっぱいで10万円を超えそうである。四半期で6万円くらい精算させてもらう と議員活動がしやすくなると思う。

〇柳楽委員長

いかがだろうか。現行のままでと言われているのが超党みらいだけなのだが。試行的にやってみる形でいかがだろうか。

〇芦谷委員

事務をややこしくしない。事務局も議員も大変である。したがって四半期の制度 を作るのは良いが、なかなか対応するのは双方難しい。

〇柳楽委員長

このことについては四半期でという意見もあったので、事務局には確認させてもらった。確かに半期ごとに比べれば手続きの回数は多くなるが、ただ全議員がこれを申請されるということではないと思うので、そういった意味ではそこまでの負担はないという回答をもらっている。よろしいか。

それでは、この支払方法については四半期ごとで進めさせていただきたい。回数の変更をする場合は政務活動費の交付に関する規則の改正が必要となるため、決裁処理などで今年度の変更を6月中に決裁をする形になるかと思っている。

〇下間局長

今、四半期ごとにすると改正することが決まったので、今後事務局で改正案等を 作成し、次の委員会にてお示しさせていただけば、今年度から改正できる。そうした ら4、5、6月に使ったものを7月に支給ということも間に合う。

〇柳楽委員長

次に報告書等について。各会派から出されていること以外で何か補足はないか。

山水海から、議員の報告書の記述の仕方を工夫すれば良いという意見があるが、

例えば何か具体的な考えがあれば伺いたい。

〇三浦委員

現在、視察へ行ったり研修を受けたりすると報告書を出すことになっているが、 その報告書はそもそも研修を受けて何がどうだったか、それを今後どうするのかをま とめるものなので、今のフォーマットで十分それをやらなければいけない。したがっ て新たに何かするのではなく、きちんとそれを意識して、次の活動にどうつなげてい くか自分の中で消化して、報告書に記載すれば十分なのではないか。特に報告書の項 目を増やす必要性は感じてない。ただ、報告書をきちんと書くことをより意識する。 議員活動にどう反映していくのかを明記することで足りるのではないかと思う。

〇川上委員

今ので十分だと思う。先ほど三浦委員が言われたように、どう反映していくかが 見える形の報告書ができればそれで良い。何に反映するか、どのようにしたかが分か れば良い。恐らくそれが求められているのだと思う。

〇芦谷委員

ここに記載されたとおりだが少し加えて言うと、テーマ・論点を学びそれを市政 に生かすこと、視察地などを浜田市と比較して浜田市に生かすこと。やはり行って議 員の目からうろこでしっかりほかを見て、ほかの研修を聞いて、振り返って浜田市政 をどうするかといった点を、能動的に報告書に書けば良いと思っている。

〇柳楽委員長

皆出された意見だと、視察や研修の内容もだが、それをどのように自分の活動に、 また議会活動に生かしたかというところもしっかり報告の中で示していく必要がある という意見かと思う。

〇永見副委員長

進行を交代する。公明クラブ。

〇柳楽委員長

私は今回これをやるに当たり皆の報告書を一部拝見したのだが、目的部分があまり明確に書かれていないもののほうが多いと感じた。視察内容について初めから記載されていて、中には目的を何行か書かれている方もいて、その目的のところも必要なのかと思った。申請書の段階から目的をもう少し詳しく書いても良いという話を会派でした。それについてはいかがか。

〇川上委員

それで良い。それがあって初めて報告書だと思う。

〇永見副委員長

進行を交代する。

〇柳楽委員長

ただ、今は報告書の内容についても議員によって結構まちまちだと思う。目的が 入ってないものは多いので、そこをしっかり書いてもらうよう明確に示すことが必要 かと思う。

〇村武委員

現行の様式は目的と研修事項が同じ欄になっているので、分けたらいかがか。

〇柳楽委員長

ここで暫時休憩する。

[11 時 10 分 休憩] [11 時 18 分 再開]

〇柳楽委員長

委員会を再開する。報告書については、これまでのやり方で良いのではないかというところだったが、議員によって報告書の内容もまちまちなので、今後事務局と正副委員長とで協議し、最低限この項目は必ず入れてもらうという案を示させてもらいたい。それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにお願いする。次回委員会で改正案を示し、委員にお諮りしたい。そのほかにこのことについて委員から何かあるか。よろしいか。

(「はい」という声あり)

3 議会に係る手続のオンライン化について

〇柳楽委員長

このことについては2月29日の当委員会で説明したが、本日は全国市議会議長会から新たに提供された情報等を踏まえて、実際にオンライン化の対象となる手続きについて説明し、浜田市議会においてオンライン化を進めていくことについて委員の意見を伺いたい。事務局から説明をお願いする。

〇松井次長

2月29日の当委員会で説明したとおり、改正された地方自治法のうち、地方議会に係る手続きのオンライン化に係る規定が4月1日に施行され、住民から地方議会への請願書の提出や、地方議会から国会への意見書提出といった様々な手続きをオンラインで行うことが可能となった。しかし各議会が実際にオンラインによる方法を採用する場合には、会議規則や委員会条例を改正する必要があるため、全国市議会議長会では標準市議会会議規則と標準市議会委員会条例を改正され、さらに先月には具体的な方法を定めるために新たに制定が必要な会議規則と委員会条例に係る規程の例を各市議会に示された。本日はこれらを踏まえて実際にオンライン化の対象となる手続きについて説明させていただく。

資料3-1は、全国市議会議長会から提供されたものに議会事務局で若干加工して示すものである。(1)は地方自治法改正によりオンライン化の対象となる手続きである。 先ほど、請願書や国会への意見書といったことを申し上げたが、法律上はこの一覧にある様々な手続きがオンライン化できることになった。繰り返しになるが、各議会が 実際にオンラインによる方法を採用する場合には、会議規則等を改正する必要がある。 2ページを見てほしい。(2)は地方自治法には定めがなく、各議会の会議規則に定め らている手続きで、このとおり非常に多くの手続きがオンライン化の対象となる。

3ページ(3)は、委員会条例のうちオンライン化の対象となる手続きで、表に記載されている三つである。広聴会の関係二つと委員会の会議録である。

4ページ、全国市議会議長会がこのたび改正した、標準市議会会議規則について説明する。先ほど説明したように、会議規則はオンライン化の対象となる手続きが多いため、会議規則の最後に設ける補則として、赤い枠で囲んでいる部分だが、各手続きのオンライン化を可能とする通則的な規定を新たに設けることにより、それぞれの条文に網を掛けるような改正となっている。具体的な内容は、例えば第167条の2の第1項、第2項については、議会に対して行われる通知や議会が行う通知で、会議規則で文書等で行うことが規定されているものは、議長が定めるオンラインによる方法で行うことができる。それから、オンラインによる方法で行われた通知については、会議規則の規定を適用するといったことが書かれている。この赤枠内で黄色いラインを引いている、議長が定める方法について定めたのが、新たに制定する必要がある6ページの規程である。黄色が会議規則において議長が定めることとされている事項を定めた部分である。例えば第3条は、議長が定めるオンラインによる方法というのは、議会と通知を行う人の電子計算機が通信できるように接続して行うといった具体的なことが書かれている。水色部分は、規程の中でさらに議長が定めるとしている部分で、これは各議会で具体的な方法を検討し決定していく必要がある。

以上、オンライン化の対象となる手続きと会議規則の改正、それから会議規則に 関する規程の新規制定について説明した。

なお、委員会条例の改正については資料を載せていないが、先ほど説明したとおりオンライン化の対象となる手続きが少ないため、委員会条例については該当する条文を改正し、会議規則と同様に規程を新設する必要がある。

〇柳楽委員長

ただいまの説明について、委員から意見や質問はないか。

(「なし」という声あり)

オンライン化については、住民が議会に関わる機会を広げ、議会運営の合理化を 図る観点から、委員も異論はないと思う。浜田市議会として、手続きのオンライン化 を進めることとしてよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、事務局は例規の改正等に向けた準備をお願いする。

続いて関連して、陳情書のオンライン提出について協議したい。このことについては、3月定例会議に「陳情をメールで送れるようにしてほしい」との陳情が提出され、当委員会において継続審査としている。今回、委員に協議してもらう参考になればと考え、資料を作成してもらっている。事務局から説明をお願いする。

〇松井次長

資料3-2、タイトルの下に括弧書きしているが、この資料は陳情書をメールで受け付けて、現在の委員会付託や審査等の方法を継続した場合を前提として、検討が必要な事項をまとめたものである。赤い字で書いている部分は、委員の意見を伺いたい事項である。

まず1の基本的な事項(1)、署名または記名についてである。現在、陳情書に陳情者の氏名や団体の代表者名を書く場合は、自筆の署名か、自筆でない場合は名前の横に押印いただくルールになっている。3ページに陳情書の参考用紙を付けている。これは浜田市議会会議規則で、請願書に署名または記名押印をしなければならないルールとしていることを準用している。請願書にも言えることだが、例えば陳情書のメール提出を可能とする場合、この署名または記名押印をどうするか考える必要がある。例えば、署名または押印した書類をスキャンしたPDFデータでも可とする考え方もあるが、陳情者にしてみれば、例えばパソコンで作った陳情書を一旦印刷して、署名または記名押印をしてそれをスキャンする必要があり、その手間が負担になることが予想される。なお、今のルールを改正すれば記名のみとすることも可能ではある。

次に(2)の本人確認である。メールで届いた陳情書の提出者が実在する人物であることや、他人の名前を使ったなりすましではないことを確認する必要がある。これについては後ほど説明する。

続いて(3)、現在請願者や陳情者が議会に請願書や陳情書を持参された際には、4ページ目に付けている確認書類に、写しを市議会ホームページに掲載したり審査結果をホームページに掲載する際に住所氏名を公開することを承諾されるかどうかを記入してもらっている。メール提出の場合、これをどうやって確認するかという課題がある。例えば陳情書のデータと一緒に確認書類をメールで送信してもらう方法や、提出後に議会事務局から陳情者に電話して、承諾されるかどうか聞き取る方法があるのではないかと思う。

最後に(4)、陳情書をメールで受け付けた場合、市外からも含めて随時提出があり、 件数が増える可能性があると考える。

次に2の申し合わせ事項について。陳情書の提出や審査は、地方自治法や会議規則で定められた手続きではなく、申し合わせ事項に処理方法が書かれているので、これに沿って説明する。まず1番と2番、陳情書の提出期限は定例会議初日の1週間前議会運営委員会の、そのまた1週間前の午後1時としているが、メールの場合はいつの時点を提出と見なすかという課題がある。地方自治法の規定を参考に、議会がメールを受信した日時で判断するのが良いのではないかと考えるがいかがか。ちなみに地方自治法については2ページの欄外に書いてあるが、通知を受けた者の電子計算機に記録されたときに到達したものと見なすという規定がある。この場合、メールの送信と受信にタイムラグが生じる場合があるので、余裕を持って送信していただく必要がある。

3番はオンラインの場合は関係ない項目である。4番から6番は、受理した陳情を正 副議長と議会運営委員会の正副委員長とでチェックして、付託先等の取扱いを決める。 取扱基準に該当するものは付託せずに議員への配付のみといった内容である。これら については紙で提出された場合と同様だが、当然ながら提出件数が増えたら、これを 確認する件数も増えることになると思う。

7番、現在意見書の提出を求める陳情は受理しないこととしており、もし郵送で届いた場合は、受付のみで議長預かりとしている。これを踏まえると、意見書の提出を求める陳情がメールで届いた場合には、郵送と同様に取り扱い、受付のみで議長預かりとなると思われるがいかがか。

8番、現在郵送で届いた陳情書は審査せずに、関係する委員会に写しを配付する取扱いとしている。メールで届いた陳情書を審査するのであれば、郵送による陳情の取扱いをどうするか考える必要がある。

9番は紙提出の場合と同様である。

10番、委員会での審査が終了した陳情は、その結果を陳情者に郵送で通知しているが、メールで提出された方にはこの通知文をメールで行うかどうかである。

11番と12番は紙提出の場合と同様である。

13番は、陳情書のホームページへの掲載と、傍聴者や報道機関への配付について定めている。先ほど本人確認と氏名等の公表の承諾を得る必要性を話したが、これは浜田市議会がこのように陳情書を公開しているからというのが大きな理由である。例えば、なりすましに気付かずホームページに氏名を載せた結果、自分はこのような陳情は出してないといった申し出を受けてトラブルに発展するようなことは避けなければならない。

最後に、陳情の審査基準や採択した陳情への対応については、紙提出の場合もメール提出の場合も同様と考えるが、これも当然ながら提出件数が増えた場合には審査件数が増える可能性がある。

〇柳楽委員長

事務局から説明があったように、赤い字の部分について協議し、陳情書のオンライン提出について方向性を出していきたい。委員から意見があればお願いする。

〇川上委員

メールで送る場合、印刷してPDFにするという話があるが、もともと陳情書の様式をWordとPDFの両方にしておけば問題ない。全てPDFで送ってもらう形にすれば良い。

〇柳楽委員長

それはオンラインでの陳情書提出を可能にした場合にということか。

〇川上委員

オンラインの陳情をもう可能にするべきだと思う。特段拒む必要はない。それほど手間は掛からないと思うので、ぜひ受けて良いと思う。郵送と同じ扱いにするかは別だと思う。

〇柳楽委員長

川上委員から、こういう社会情勢なのでオンラインでの提出はやはり必要ではないかと提案があった。そこについてはほかの皆も、オンラインで提出できるようにし

ていったほうが良いという考えか。

〇大谷委員

流れとしては理解できる、受け付けるまでのところをきちんとしておけば対応は 可能かと思うが、本人確認やなりすましなどはどうするのか、しっかり協議しておく 必要があると思う。万が一あったときの対応を考えると、そういった事態になっては いけないので、その点が少し心配ではある。

〇柳楽委員長

皆に意見を伺った中では、オンラインでの提出は進めていっても良いが、ただし進める上でやり方自体どうしていくかがすごく大事だと思うので、今後協議をしていかないといけない。先ほど赤い字の部分について協議を進めていきたいと話したが、説明を今日初めて受けてもらったので、今日のところでこれについて意見を求めるのは難しいと思う。赤い字の部分について各会派で協議していただき、先の委員会で出していただくということでよろしいか。具体的にこういうやり方が良いのではないかというところも示していただきたいと思う。より具体的にお願いしたい。

〇芦谷委員

2点伺う。一つは、文書で持参された場合に本人確認をされているか。もう一つは 郵送の場合も問題になると思うが、例えばその方が字が書けないため事務局に出向い て、聞き取りで陳情とすることはできるのか。

〇下間局長

文書で持参されているときに本人確認はしていない。何か身分証明書を出してもらうところまではしていない。2点目、字が書けない方についてだが、陳情書はそもそも文書で提出していただくことが決められているので、もちろん手伝える部分は手伝うが、文書で出してもらうのが基本になっているので、そういった場合には相談させていただくことが必要かと思う。

〇柳楽委員長

ほかにあるか。

それでは、赤い字のところについて会派で協議してもらうと言ったが、より分かりやすい形で、こちらでどの項目について協議してもらいたいか決めさせてほしい。 事務局に相談したいがよろしいか。

ではそのような形で。また提出様式を送るので、それで対応いただきたい。

〇三浦委員

今後議会に係る手続きのオンライン化がされていく中にもあるのだが、住民から 議会あてにオンラインで手続きされる場合、本人確認に必要な項目はないのか。

〇松井次長

基本的には電子署名とその証明書を添付するように規定されているが、例えば会議規則内に、議長が定める方法で本人確認ができるなら、それはそれで良いと。各市

議会において判断してほしいと全国市議会議長会から言われている。

〇三浦委員

陳情においてもその考え方を適用するのは、事務局のほうで検討されたりはしているのか。つまり電子データで陳情を送られた際、それが本人のものだとどうやって担保するかは、全国市議会議長会が示している手法とあまり変わらないのか。データをどのように保護するのか、本人確認をどうするのかという専門的な知識を持ち合わせてないので、全国市議会議長会の規則例にある本人確認方法を基準に考えても良いのか。

〇下間局長

すでに電子メールで陳情を受けているほかの市議会があるのだが、そういうところでの本人確認の仕方というのが、身分証明書などをメールに添付して送ってもらい、それによって本人確認をしている。

うちとしてもそれが一番普通の考え方かと思うが、できれば個人情報をあまり取得はしたくないというのが正直な気持ちである。電子メールで免許証の写しや、ましてやマイナンバーカードをメールで送ってもらうのはどうなのか。メールで陳情を受けるとなったとき、本人確認について具体的にこういうのが良いのではないかということは、特に考えてない。やり方として、本人確認などをせず出てきたものはどんどん受けるという方法も、なくはないと思う。どなたから送られたものでも何でも受ける。ただ、そういった陳情をどこまで審査していくかは、また別の問題だと思う。郵送にしても同じで、今郵送の陳情はいただいたら受けて議長預かりにしている。それはやはり本人確認ができてないというところもあるので、メールで陳情が送れるようになっても同じような扱いをする方法もあるかと思う。

あとは、電子申請サービスのようなものを使って陳情を受けるとなると、ログイン時にパスワードなどを入力してもらって本人確認に代えるのも一つの方法かと思う。

〇柳楽委員長

ほかに確認することはあるか。

(「なし」という声あり)

それでは先ほど言ったように、会派で協議してもらいたい内容について様式を用意して送らせてもらう。対応をよろしくお願いする。

4 その他

(1) 議場における車いす用スロープの整備について(議会のバリアフリー化)

〇柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

〇下間局長

車いす用スロープを今回購入した。議員が議場において車いすが必要となった場合を想定して購入したものである。写真にあるように持ち運び式で、不要な際は折りたたんで収納する簡易なものだが、車いすが通れるようなしっかりしたものではある。

議会のバリアフリー化というところで、いろいろな調査が毎年ある。浜田市議会はこれまで全く対応してなかったのでそこまでできてないと回答していたが、議場を改修してのバリアフリー化はなかなか予算的にも難しい中、こういった簡易な持ち運び式のものであれば対応することができたので、今回購入した。これでもって当市議会のバリアフリー化は、少しではあるが一歩前進したと思っていただけたら良いかと思う。

2番目、議席の変更である。議場内に出入りしやすく、スペースを確保できる位置にある既存の席を活用したいと思い、一番左側に実際に車いすで出入りするときには今あるいすを撤去し、マイクも使えるようにして、この場所に車いすでいてもらうことを想定している。一時的に車いすが必要になる場合ももしかしたらあろうかと思うので、そういったときにもそのような対応ができるかと思う。もちろんそれぞれの議席番号は変更しない。座る場所だけを変更するイメージである。

3番目、仮に議席を本会議のときに変更する場合、議長が本会議で変更を報告することにさせてもらいたい。会議規則ではそこに書いてあるように、議長は必要があるときは議席を変更することができるという、できる規定になっている。今回はこのように変更していると本会議の場で報告させていただきたい。

〇柳楽委員長

この件について、委員から意見や質問はあるか。

〇村武委員

今回は議員がということだが、例えばはまだ市民一日議会に出られる方が車いすの場合は、これは使えるのか。

〇下間局長

もちろんこのスロープは持ち運び式なので使うことはできるが、演壇までというのは少し厳しいので、もしそういうことがあった場合は少し工夫する必要があるかと思う。座ったままで顔が映るかどうかという問題もあるし、段がもう1段あるので、いろいろ考えないといけない。

〇柳楽委員長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

(2) タブレットでの会議資料の発信について

〇柳楽委員長

現在、本会議や委員会の説明資料について、会議中に事務局に発信してもらっている。タブレットを導入して5年が経過したこともあり、事務局からの発信をやめて各自で資料を閲覧するようにしてはどうかと考え、まずは委員会から始めて、いずれは本会議についても同じように各自で閲覧することにしてはどうか。意見を聞かせてほしい。

意見がないようだが、皆了解いただけるということでよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、まずは委員会から始めてみたい。やり方等が分かりにくいと言われる 議員については、事務局と確認しながら進めてもらいたい。よろしくお願いする。こ のことについては会派で共有してほしい。

(3) 議会運営委員会主催議員研修会について

〇柳楽委員長

事前に案内していたとおり、全議員を対象とした議会運営委員会主催の研修会を開催する。

(以下、資料5を基に説明)

このことについては特によろしいか。

(「はい」という声あり)

(4) 令和6年3月浜田市議会定例会議傍聴者のアンケート結果について

〇柳楽委員長

3月定例会議中に提出があったアンケートについては資料のとおりである。確認してほしい。

(5) その他

〇柳楽委員長

議長からお願いする。

〇笹田議長

先般、議会改革推進特別委員会においてあった件である。早稲田大学マニフェスト研究所が実施した議会改革度調査2023において、浜田市議会が1562議会中、13位、中国・四国・九州地方の全議会の中で、2年連続で1位となった。

この件について特別委員会の牛尾委員長から、記者会見を開いてはどうかという 意見があった。私としては、議会全体での取組が評価されたことでもあるので、議運 の意見を伺って決定したいと伝えた。この件についてははまだ議会だよりの5月1日号 へも掲載することにしている。委員の意見を聞かせてほしい。

〇柳楽委員長

議長の話した件について、委員の意見を伺う。

〇川上委員

せっかくなので、ぜひやっていただけたらと思う。

〇村木委員

ぜひやっていただければと思う。

〇三浦委員

良いのだが、記者会見は定期的に議会としてやっているものではない。それは必要に応じてというものなのだろうが、どういった場合に記者会見を開くとか、何かル

ールのようなものがあるのか。都度検討していくということであれば、必要性を皆が 今回の件について感じるのであればと思うが。西部地方で1位というのはあるが、全 国で1位ということではない。もちろん議会改革の活動が認められて評価されてのこ となので、それはそれで議会としては発信すべきことかとも思うし、議会だよりでも 今回その件は触れられている。記者会見すべきものなのかどうかは、今後も含めて整 理しながら対応されて良いのでは。

〇永見副委員長

この件については5月1日号の議会だよりにも掲載してあるとのことなので、議会だよりの掲載で良いと私は思っている。皆で協議して対応したほうが良いのではないかと思う。

〇川上委員

議会だよりは議会だよりとして、早い情報発信ということもあるし、せっかくなので浜田市議会がどこで活躍しているか、どれだけ変化してきたかというのを出すためにも、記者会見と言わず投げ込みでも構わないので、やったほうが良い。

〇牛尾議員

かつて記者会見をしたことは何度もある。議会によっては議長が定例記者会見を やっているところもある。今回の成績云々は別にしても、新聞に載るということは市 外の議会から視察に来られる機会が圧倒的に増える。平成18年か19年のときに、マニ フェスト大賞で審査員特別賞をもらったときは、記者会見とケーブルテレビで放送し たところ、前年に比べて圧倒的に視察が増えた。前泊か後泊が前提条件なので、浜田 にお金を落として貰えて浜田市議会の知名度も上がる。

今回ちょうど政務活動費も増えるなど色々なことで、議会が何をしているか見える化が新聞紙上で直接伝わるのではないかと思っている。例えば山陰中央新報の場合は、鳥取島根全部出るので、ほかの市議会にも刺激を与えるのではないか。総合的に勘案すると浜田市議会の認知度が上がるので、ぜひその程度のことはやるべきだろうと思っている。どうぞよろしくお願いする。

〇柳楽委員長

ほかに意見はないか。

〇三浦委員

ちなみに取材はあったのか。

(「いいえ」という声あり)

投げ込みはしたのか。

(「いいえ」という声あり)

議会側から発信したいことは、今ちょうど地域井戸端会も出ているが、プレスへの投げ込みは常に行うべき活動かと思う。それをやる中で、メディア側が話を聞かせてほしいということがあれば。情報発信を常に議会からするということでは、今回の件もまだやってないのであればもちろん投げ込みをして、こういう評価を受けたのだと記者の方々にまず伝えて、必要であればどういう経緯でこうなったのか記者の方に

対応していく。そいうこともあるのかと思う。

先ほど牛尾議員から定例で議長が記者会見をやっている事例紹介があったが、それも含めて、今後でも良いので整理しながら。議会からの情報発信は議会広報広聴委員会でも議論のテーブルに上がるが、メディアへの投げ込みは普段からコストがあまり掛からない情報発信だと思うので、やるべきではないかと改めて思った。

〇永見副委員長

進行を交代する。

〇柳楽委員長

公明クラブとしての立場で意見を言わせていただきたい。先ほど三浦委員からも話が出ていたが、まずは新聞に投げ込みして、それで本当に会見をしたほうが良いと議員全体から意見が出てくるのであれば会見を行うということで、まずは新聞社に対して投げ掛けていくことをやってはどうかと思うがいかがか。

〇永見副委員長

進行を交代する。

〇柳楽委員長

超党みらいから意見が出てないがいかがか。

〇大谷委員

情報発信という点では投げ込みをすることは全く問題ないと思っている。その投 げ込みに対して新聞記者が題材にするかどうかは、新聞社側の判断だと思うので、そ の上で取材をお願いしたいというのであれば、それはそれでと思う。

〇柳楽委員長

すぐに会見という形ではなく、まずは新聞社に投げ込みという形にさせていただくという方向でよろしいか。

〇川上委員

確かに投げ込みは必要である。会見も両方やっても良いではないか。何が問題か 理解できないのだが。

〇牛尾議員

投げ込みをして記者会見するというのが普通で、セットみたいなものである。積極的に議会から情報発信するというのは、何月何日に記者会見をするのでぜひお越しをと投げ込みして、誰も来なければそれは仕方ない。こちらから積極的に、絶えず議会から何をしているか仕掛けるのが大事かと思うので、配慮をよろしくお願いする。

〇笹田議長

まず投げ込みをまだやってないとのことなので、そこはしっかりやっていこうかと思う。記者会見については基準をしっかり設けてするべきだと思う。定例会議後にやっているところもあるとの話だった。主催をどこにするかも含めてこれを機に、あり方も含めてしっかり議論してもらいたい。

〇柳楽委員長

会見をどうするかがなかなか決まらないのだが。

〇笹田議長

会見するとなると誰が参加するのか、どういった形でするかという話もある。も しするなら、決めていただくことも必要である。まず投げ込みをしてその反応を見て ということもあると感じる。

〇柳楽委員長

それでは、まずは新聞社へ投げ込みさせていただく。先ほど議長からもあったが、 もし会見を行うとなると誰がどういった形でするのかということも出てくる。まずは 新聞社への投げ込みを進めさせていただきたいが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

では、そのようにお願いする。そのほかに委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回決定しているのは6月10日月曜日午前10時からだが、陳情の方向性について早めに議論したほうが良いと考えている。5月24日金曜日に10時から全員協議会が開催されるので、同日の9時から開催してはどうだろうか。陳情のオンライン化についてのみ行いたい。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにお願いしたい。調整をよろしくお願いする。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[12 時 04 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。 議会運営委員会委員長 柳楽 真智子